

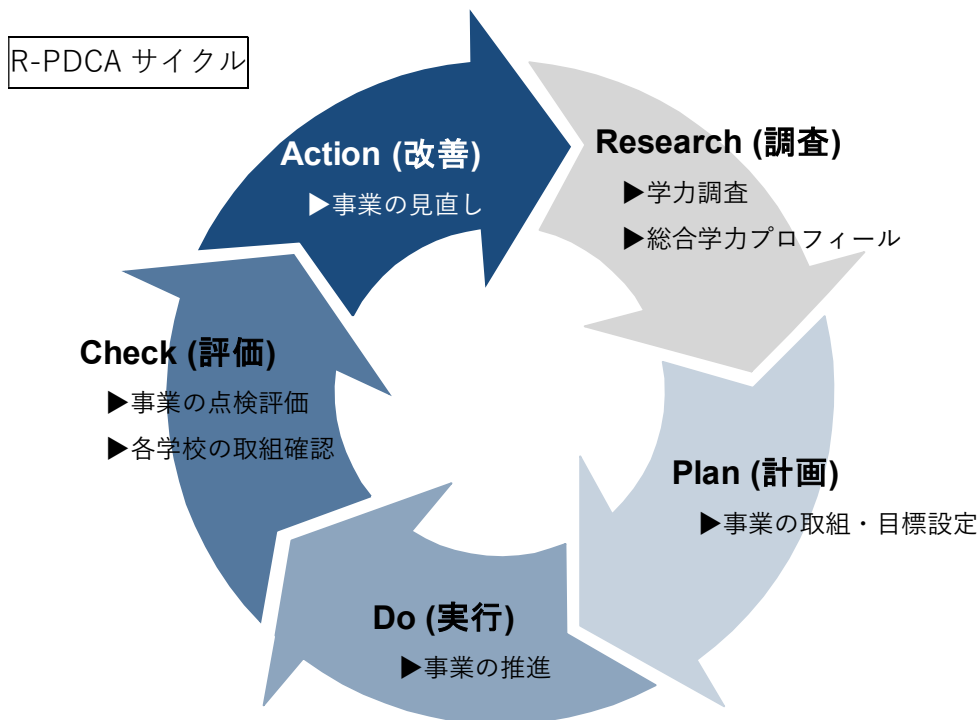
第4章 プランの推進体制

1. プランの推進体制

第3期プランの推進にあたっては、同プランに掲げた施策の効果的かつ着実な推進のために、今後5年間で取り組む主な事業を定めた「第3期未来をつくる堺教育プラン実施プログラム」を策定します。

また、効果的な教育行政の推進に資するとともに、市民への説明責任を果たし、信頼性の向上を図ることを目的として、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条第1項の規定に基づき、毎年教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価を行います。達成目標に対する各年度の達成状況の点検を行ったうえで、各事業の課題、有効性を検証し、その結果をふまえて、事業内容・手法の工夫や工程の修正、社会状況の変化に応じた施策の見直しや新たな施策の立案など、必要な改善・見直しを行い、最終年度における目標の達成に向けて取り組みます。

さらに、今後は、学校と家庭・地域や、教育行政と区役所をはじめとした一般行政との連携・協働が一層重要となることから、その推進を図るとともに、家庭や地域の教育力の向上に積極的に取り組み、社会全体で「それぞれの世界へはばたく“堺っ子”」を育む環境づくりに努めます。



5年間の主な取組を定める「実施プログラム」による進行管理